

広報ちりゅう広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発行する広報ちりゅうに掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報ちりゅうに掲載できる広告は、市の広報紙としての品位、公共性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) 市外の土地又は家屋その他の不動産に係る収益事業にあたるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか市の広報紙に掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

(広告の掲載区分及び規格等)

第3条 広告の掲載区分、規格、掲載位置及び上限数は別表のとおりとする。ただし、公共性の高い広告は、この限りでない。

- 2 広告の掲載は、1広告主につき各号1枠限りとする。
- 3 広告を掲載する位置については、市長が決定するものとする。

(掲載の申込み)

第4条 広報ちりゅうに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報ちりゅう広告掲載申込書（様式第1）に広報紙広告原稿作成要領により作成した原稿を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、申込者に掲載内容及び広告主に関する資料の提出を求めることができる。

(掲載の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、第2条の規定に照らし合わ

せ可否を決定するものとする。

- 2 広告の掲載を決定する際は、市内に事業所を有する広告主を最優先とし、次に県内に事業所を有する広告主を優先するものとする。ただし、市の事業に関連する場合その他特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 適合と認められた広告掲載希望者の数が広告の募集枠数を超えるときは、継続して掲載する期間が長いものから順次に決定するものとする。
- 4 前項の規定によつても決定しないときは、抽選により決定するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により可否を決定した場合は、広報ちりゅう広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2）により速やかに申込者に通知するものとする。

（掲載の変更又は解除）

第6条 市長は、前条第2項の規定により広告の掲載を決定した後であつても次の各号のいずれかに該当する場合は、この決定を変更し、又は解除できるものとする。

- (1) 広報ちりゅうの発行上、重大な変更が生じた場合
- (2) 広報ちりゅうの編集上、重大な支障を來した場合
- (3) 申込者が広告料を納入期限までに納入しない場合
- (4) 広告内容に虚偽の記載があつた場合
- (5) 申込者が刑事罰に処せられた場合

（掲載料金）

第7条 広告の1枠あたりの掲載料金は、別表のとおりとする。

（掲載料金の納付方法）

第8条 第5条第5項の規定により掲載決定を受けた者は、前条の掲載料金を市長が発行する納入通知書により納入しなければならない。

（適用除外）

第9条 市が本要綱に基づき実施する事業を第三者に委託して実施する場合には、第3条から前条までの規定は適用しない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

| 掲載区分 | 金額 (1か月分) | 規格 | | 掲載上限数 |
|------|--------------|-----------------------------|-------|---|
| | | 大きさ | 色数 | |
| 中枠 | 33,000 円 | 縦 60 ミリメートル 横 175 ミリメートル | 2 色刷り | 表紙と裏表紙を除く市長が指定した各ページの下段とし、掲載の上限は、最大 6 ページまでとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、掲載の上限を変更することができる。 |
| 半枠 | 16,500 円 | 縦 60 ミリメートル 横 84 ミリメートル | 2 色刷り | |